

談合情報等通報窓口の設置について

平成 23 年 4 月
網走開発建設部

北海道開発局では、談合情報等通報窓口を次のとおり設置しています。

北海道開発局発注工事等に関する談合情報及び職員の非違行為に関する情報を知ったときには、通報窓口へ御一報願います。

○通報窓口

北海道開発局 入札契約監察官及び監察官
各開発建設部 総務課長及び広報官

○受け付ける情報

談合情報

北海道開発局が発注する工事、建設コンサルタント業務等、役務、物品等の入札・契約に関する談合情報

職員の非違行為に関する情報

北海道開発局職員の国家公務員法、国家公務員倫理法、その他服務又は倫理に関する関係法令等に抵触する行為に関する情報

<http://www.hkd.mlit.go.jp/ab/kouhou/v6dkjr0000003ufx.html>

○通報の方法

談合情報等は、上記通報窓口へ口頭（面談又は電話）又は文書（郵便、ファクシミリ等）でお寄せください。

また、北海道開発局及び各開発建設部のホームページ上に専用メールボックスを設置していますので、電子メールで通報していただくこともできます。

いずれの場合も匿名による通報も受け付けます。

○通報窓口の電話番号等

<http://www.hkd.mlit.go.jp/ab/kouhou/icrceh0000002081-att/icrceh00000025jd.pdf>